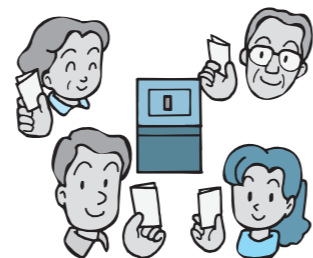


# 参議院議員通常選挙

**投票日 7月29日** 午前7時から午後8時まで

参議院議員通常選挙が7月29日に執行される予定です。選挙は、わたしたち有権者の代表を選ぶ大切な機会です。あなたの一票がこれからの日本の未来を切り拓く大切な一票になります。安易に棄権せずに投票にでかけましょう。



## 選挙人名簿登録者数

甲賀市における選挙人名簿登録者数は、平成19年6月2日現在で下記のとおりです

男	女	合計
35,722人	37,631人	73,353人

## 選挙権と名簿登録

投票できる方は、年齢20歳以上の日本国民で、3か月以上甲賀市に住民登録している方になります。

	年齢要件	住所要件
参議院議員通常選挙	昭和62年7月30日以前に生まれた方	平成19年4月11日以前に転入届をした方

注) 期日前投票の期間中に20歳になられる方で、20歳になられるまでの間に投票される場合は期日前投票ではなく不在者投票になりますのでご注意ください。

## 住民異動者の選挙権は

平成19年4月11日までに転出し、新しい住所地で転入届を出した場合は、新しい住所地で投票することになります。(前の住所地では投票できません)

## 不在者投票をご利用ください

施設や病院に入居や入院されている歩行が困難な方は、その施設内で不在者投票をすることができます。できる日時や詳細は、施設でご確認ください。なお、投票に関するお問い合わせは、選挙人名簿が登録されている市町村選挙管理委員会にお願いします。

また、仕事や勉強のため、選挙人名簿に登録されているところ以外に現在居住されている方は、投票用紙を選挙人名簿のある市町村選挙管理委員会へ請求してください。そして、送付されてきた封筒を、必ず開封することなく、現在居住しているところの選挙管理委員会に持参していただくと、その場で不在者投票をすることができます。

## 当日投票に行けない方は期日前投票を

下記のとおり期日前投票を行いますので、投票当日、業務や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。(どの場所でも投票をすることはできます。)

期間	7月13日(金)～7月28日(土)
時間	8:30～20:00
場所	市役所 水口庁舎 3階会議室 Tel65-0667

次の支所などでも期日前投票ができますが、投票のできる期間と時間が水口庁舎とは異なりますのでお間違えのないようご注意ください。

期間	7月21日(土)～28日(土)
時間	8:30～18:00
場所	市役所 土山支所 1階玄関横スペース Tel66-1102 市役所 甲賀支所 1階会議室 Tel88-4102 市役所 甲南庁舎 1階会議室 Tel86-8010 市役所 信楽支所 1階玄関横スペース Tel82-1121

持参品 お手元に届いていれば、入場券をご持参ください。

## 郵便による不在者投票もできます

次に該当する方は、郵便により自宅で不在者投票することができます。

- 身体障害者で、身体障害者手帳に両下肢等の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者  
身体障害者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者  
身体障害者手帳に免疫の障害の程度が1級から3級までである者として記載されている者
- 戦傷病者で、戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者  
戦傷病者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が特別項症から第3項症までである者として記載されている者
- 介護保険法の要介護者で、要介護状態区分が要介護度5である者として記載されている者

ただし、郵便により投票しようとする場合は、事前に登録する必要があり、また、この登録に時間を要することから、できるだけ早めに下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

注) 郵便による投票は、申請をされた登録者ができる制度ですので、登録をされておられない方は、上記の事由に該当しても郵便による投票をすることはできません。

## 投票所は入場券でご確認ください

参議院議員通常選挙では、ご自宅に郵送します投票入場券に投票所の名称と略図を記載していますので、参考にしてください。なお、場所などが不明の場合は、下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

※前回、県議会選挙から変更のあった投票所は下記のとおりです。	第51投票区 大原中公民館 ⇒ 大久保営農センター
	第63投票区 竜法師公民館 ⇒ 甲南中部小学校体育館
	第69投票区 下野川公民館 ⇒ 甲南第三小学校体育館

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎65-0667 FAX63-4554